令和5年度

味方地区コミュニティ懇談会

◆開催日時: 令和5年11月17日(金) 19:00~20:40

◆開催会場:味方出張所 3F会議室



〈質疑概要〉

笹川邸大規模改修整備基本計画及び改修工事の工程について

発言: 今年度笹川邸大規模改修整備の基本計画が完成すると聞いているが, 進捗状況を教えてほしい。

回答: 昨年度から基本計画の作成に着手し、今年度に完成する予定で進んでいます。

その後、実施計画を経て工事に入っていくという流れになっています。

発言: 北側の板塀の工事に着手していただきお礼申し上げます。

回答: 重要文化財指定区域のため、塀とはいえ文化庁の許可を経て修理する必要があり、ある程度時間 を要しましたが、今年度中に修復する予定で進めています。

発言: 北側の堀のヘドロがかなりの厚さで堆積しているので何か対応していただきたい。

回答: 現地を確認し検討させていただきたいと思います。

発言: 南区の宝だと思っているが、区内の小中学生でも訪れたことがない子どもがいる。

学習の題材になるものもあるので、未来創造教室で活用してほしい。

回答: 機会を捉えて区内の校長にお伝えしたいと思います。

新潟交通「かぼちゃ電車バス」の味方線への運行について

発言: 中央区で新潟交通の「かぼちゃ電車バス」が走っているのを見かける

新潟駅から青山ではなく、味方線で運行できる可能性はあるのか教えてほしい。

回答: 味方線は新潟交通観光バスが運行しています。

区としても、かぼちゃ電車保存会や地域と連携し働きかけをしていきたいと考えています。

発言: 中央区の車両を味方線に持ってくることは可能なのか教えてほしい。

回答: 運行会社が違っていることと車両がひと回り大きいため、味方線では厳しいと伺っています。

味方出張所の南区防災拠点施設への変更利用の可能性について

発言: 味方出張所はエレベーターもあり駐車場も広いため, 南区の防災拠点施設として活用可能かどう か教えてほしい。

回答: 現在味方出張所は指定避難所と位置付けしています。

また区役所、大鷲小学校、月潟出張所とともに区の備蓄拠点としても位置付けしています。

発言: 建設課を出張所に移転させることで拠点化へ進むと思うがどうか。

回答: 災害時は区役所に対策本部を設置し、地域総務課と建設課が連携して情報収集することになります。

また日頃から自治会の相談は、地域総務課のついでに建設課に寄ったりすることが多いと思わ

開催記録

れますので、災害時や日頃の利便性を考えると、建設課の移転は難しいのかなと考えています。

発言: 味方コミ協が笹川邸の指定管理や支え合いのしくみづくりを拡大する場合, 拠点となる施設が必要となる。

公共施設の再編を検討する際、出張所の利活用など行政側と目線合わせしながら進めていきたいと思うがどうか。

回答: 今後地域別実行計画を策定するワークショップにおいて、地域の皆さまと意見交換させていただきたいと考えています。

合併に伴い引き継いだ公的財産の管理区分の再確認について

発言: 合併時に旧味方村が所管していた財産は,自治会との協議を経て引き継ぎされたと思われるが, 現在自治会の中でうまく引き継がれていないのが実態である。

消火ホース格納箱もその一つであるが,老朽化により人的または物的に事故が生じた場合,自治会が責任を負うのは困る。

回答: 消火ホース格納庫は合併時に自治会と協議のうえ,自治会に維持管理と処分をお願いしてきたという経緯があります。

老朽化により処分が必要となったものは、経費はかかりますが早急に処分していただきたいと 思います。

発言: 保育園バス停も事故が発生した場合,誰かが責任を負わなくてはならない。

回答: 現在2園の通園バスは利用希望者がいないことから運行を休止しています。

バス停については、破損した部分の修繕は行わず、危険部分を取り除くのみの対応としています。

将来的に通園バスは廃止の方向で考えており、今後保護者や地域の皆さまと協議させていただきたいと考えています。

未来創造教室について

発言: 未来創造教室の予算をもう少し柔軟の使えるようにしてほしい。

回答: 未来創造教室は、子どもたちから地域を学んで郷土愛を持っていただくための投資と考えています。

予算については、この事業の趣旨に合っていれば、校長の采配により使っていただいて構わない と考えています。

地域要望の回答について

発言: 地域要望の回答において、「令和6年度になります」「前向きに検討します」などとあるが、もう 少し真摯に回答してほしい。

回答: 限られた予算のなかで優先順位を付けながら対応していますので、すべて要望どおりにならない ことをご理解いただきたいと思います。

回答に疑義等がある場合は、担当課までご相談いただきたいと思います。